

香港 ビジネスガイド

2018年2月



三井住友銀行
グローバル・アドバイザリー部

Global Advisory
Department

LEAD THE VALUE

本資料は、情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、一般に信頼できると思われるデータに基づき作成致しておりますが、その信憑性・正確性を保証するものではありません。また、本資料はお客様の参考資料の目的でのみご利用いただきたく、お客様及びお客様担当会計士・税理士・弁護士等の専門家以外の法人・個人に対して本資料の全部もしくは一部の引用、複写、転送、開示をされることは、ご遠慮いただきますようお願い致します。最後のページに当資料の利用に関する留意点を掲載しています。

1. 基本情報	2
2. 概要	3
2.1 特徴	3
2.2 自由度が高いビジネス環境	4
2.3 物流インフラ	5
2.4 東アジアの統括拠点	6
2.5 中国本土へのゲートウェイ	7
3. 主要経済指標	8
4. 進出手続き	9
4.1 参入規制	9
4.2 進出形態	10
4.3 会社設立の流れ	11
5. 税制	12
5.1 概要	12
5.2 コーポレート・トレジャリー・センター	13
(ご参考) 企業財務サービス/企業財務取引	14
5.3 国際課税	15
(ご参考) 租税条約	16
6. 貿易・為替管理制度	17
(ご参考) 中国・香港経済緊密化協定 (CEPA)	18
(ご参考) 香港のFTA	19
7. 金融機関と資金調達	20
8. 労働事情	21
8.1 労働市場	21
8.2 労務管理	22-24

1. 基本情報

- ◆ 1997年の英国から中国への返還以降、「香港特別行政区基本法」に基づき一国二制度を維持。
- ◆ 東アジアの中心に位置し、世界屈指のビジネスセンター。

国(地域)名	中華人民共和国香港特別行政区 (Hong Kong Special Administrative Region: SAR)
面積	約1,106平方キロメートル (東京都の約半分)
人口	736.7万人(2016年)
名目GDP	3,209億米ドル(2016年)
言語	広東語、英語、中国語(マンダリン)ほか
宗教	仏教、道教、キリスト教等
政体	中華人民共和国香港特別行政区
元首	習近平(中国国家主席)
政府	香港特別行政区政府 林鄭月娥(Carrie Lam) 行政長官 (2017年7月1日就任、任期5年)
議会	立法会 (議席数70)



(出所) 外務省ウェブサイト「国・地域情報」、香港統計局、CEIC、IMF「World Economic Outlook」2017年10月版

2.1 概要「特徴」

- ◆ 東アジアおよび東南アジアへのアクセスが容易で、東アジア統括拠点としての活用も多い。
- ◆ 对中国本土ビジネスのゲートウェイ。

1. 自由度が高いビジネス環境

- (1) 英国領時代からの「レッセフェール」(経済不干涉主義)施策により外資に対する規制が少なく、国際水準のビジネス環境が整う。
「2016年経済自由度指数」で22年連続1位を獲得(ヘリテージ財団、ウォールストリート・ジャーナルが実施)。
- (2) 香港ドルは、米ドルに対して一定のレートを維持する安定通貨(1米ドル = 7.75 ~ 7.85HKドルの範囲内で変動するペッグ制)。

2. 東アジアの統括拠点

- (1) 東アジアやASEAN諸国へのアクセスが容易で、交通の利便性が高い。
- (2) 世界の物流ハブ拠点として整備されたインフラ環境(2016年航空貨物取扱量世界1位、2016年コンテナ取扱量世界5位)。
- (3) アジア屈指の低税制(国外源泉所得非課税、法人税率がアジア最低の16.5%、付加価値税なし)。

3. 中国本土へのゲートウェイ

- (1) 香港から中国本土への貿易、投資に対して様々な優遇措置あり。
- (2) 人民元のオフショアセンターとして、香港を中心とした人民元建て取引が拡大。

<トピックス1> 中国本土とのサービス貿易

- (1) 中国・香港経済緊密化協定(CEPA)に基づく香港と広東省のサービス貿易自由化実現協定(広東協定)が2015年3月1日より施行。本協定が定めるこれらの施策により、広東省はサービス貿易全体の95.6%にあたる153項目を香港企業向けに市場開放。
- (2) 2015年11月には、香港・中国本土間の「サービス貿易協定」に調印。2016年6月1日より施行。
広東省とのサービス貿易自由化実現協定で施行されているサービス貿易自由化措置を、中国全土に拡大。

<トピックス2> コーポレート・トレジャリー・センター(CTC) に対する税務改正条例の公布

多国籍企業のCTC設立誘致を図るため、香港政府は2016年6月3日、CTCに対する税務改正条例を官報告示し、発効することを発表。税務上の取扱いの見直しや、一定条件を満たしたCTCに対して税制優遇を行う内容が盛り込まれた。2016年4月1日以降開始の決算期より適用。

2.2 概要「自由度が高いビジネス環境」

Information Only

- ◆ 経済自由度指数ランキングで22年連続1位。
- ◆ 第3次産業が経済を牽引。

経済自由度指数総合ランキング(注1) (2017年)

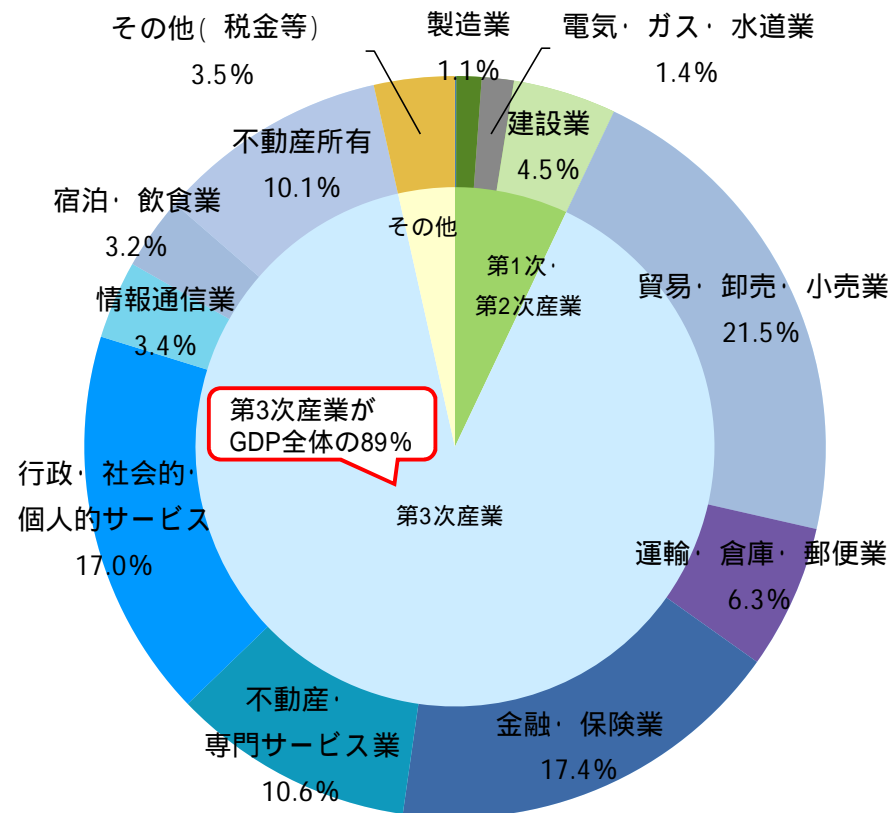
順位	国名・地域名	ポイント
1	香港	89.8
2	シンガポール	88.6
3	ニュージーランド	83.7
4	スイス	81.5
5	オーストラリア	81.0

(出所) The Heritage Foundation and The Wall Street Journal

(注1) ランキングにおける評価項目一覧

- ・ビジネスの自由
- ・貿易の自由
- ・財政の自由
- ・政府支出の自由
- ・投資の自由
- ・通貨の自由
- ・金融の自由
- ・財産権の自由
- ・腐敗からの自由
- ・労働の自由

GDP内訳(注2) (2016年)



(出所) 香港統計局

(注2) 農業・漁業・鉱業・採石業は0.1%。

2.3 概要「物流インフラ」

- ◆ 空運、海運ともに国際的な物流ハブ拠点。
- ◆ 香港と中国本土とを結ぶ大橋、高速鉄道が着工中。

物流インフラ

形態	現状	今後のインフラ整備
道路網	<ul style="list-style-type: none"> ● 香港と中国本土(深圳)間は4ルート的高速道路で結ばれている 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2009年に広東省、香港、マカオの3地域を結ぶ港珠澳大橋が着工
鉄道網	<ul style="list-style-type: none"> ● 香港と中国本土には、九龍と広東省(広州、肇慶)を結ぶ直通列車が1日10便以上運行 ● 九龍～上海、九龍～北京の列車便もあり 	<ul style="list-style-type: none"> ● 広州と香港間的高速鉄道は2018年末開通予定(所要時間は100分から約50分となる見込み)
航空網	<ul style="list-style-type: none"> ● 香港空港は、貨物取扱量世界第1位(2016年)、乗降客数第8位(2015年1～12月) ● 旅客、物流ともに国際的なハブ空港 	<ul style="list-style-type: none"> ● 香港空港と深圳宝安国際空港間の鉄道インフラ整備中
海上輸送	<ul style="list-style-type: none"> ● 香港港は、コンテナ取扱量で世界第5位(2016年)。取扱量は1,958万TEU ● 大型船の利用可能 ● 香港と広州、東莞、深圳、珠海、アモイ間に定期高速フェリー就航 ● 生産拠点が集積する珠江デルタのハブ機能を担う。また、輸入貨物手続きが簡便なため、香港を経由した深圳港への物の流れがある 	-

(出所) 香港政府高速道路局、ACI (Airport Council International)

2.4 概要「東アジアの統括拠点」

Information Only

- ◆ 海運、空運共に世界トップクラスの取扱高を誇る。
- ◆ 東アジア統括拠点として活用する企業が増加。

航空貨物取扱量、コンテナ取扱量ランキング

航空貨物取扱量(2016年)

順位	空港(国名)	取扱量(千トン)
1	香港	4,615
2	メンフィス(米国)	4,322
3	上海(中国)	3,440
4	仁川(韓国)	2,714
5	ドバイ(アラブ首長国連邦)	2,592

(出所)ACI (Airport Council International)

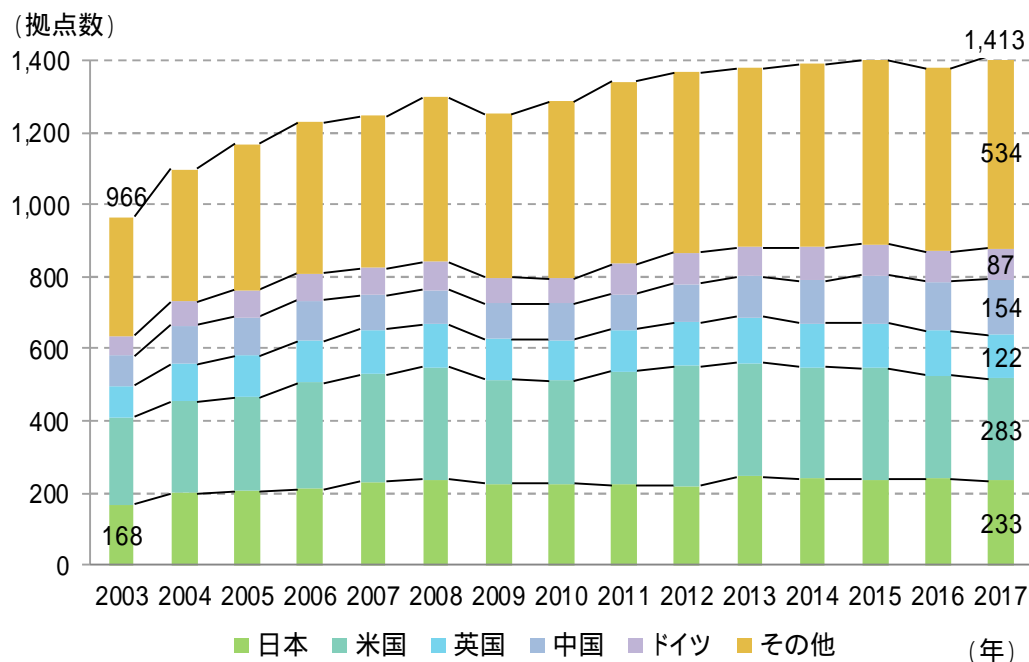
コンテナ取扱量(2016年)

順位	港(国名)	取扱量(千TEU(注))
1	上海(中国)	37,135
2	シンガポール	30,930
3	深圳(中国)	23,980
4	寧波(中国)	21,565
5	香港	19,580

(出所)UNCTAD (United Nations Conference on Trade and Development)

(注)TEU: 20フィートコンテナ換算。

香港における外資系企業の地域統括拠点数推移



(出所)香港統計局

- ◆ 中国・香港経済緊密化協定(CEPA)の適用対象が年々増加。
- ◆ 香港から中国本土への再輸出が増加、人民元建て貿易決済額が拡大。

中国・香港経済緊密化協定(CEPA(注1))

物品貿易における適用品目数、対本土純輸出高、および対象品目が占める比率

	2004年	2016年
適用品目数	374	1,823
適用品目対 本土純輸出高	11.5億HKドル	70.0億HKドル
対象品目が占める比率	3.0%	37.7%

(出所) 香港工業貿易署、香港貿易発展局

(注1) CEPAとは、2004年1月に施行された包括的な経済連携協定であり、これまで10回にわたり自由化措置が追加されている。

香港・中国本土間の「サービス貿易協定(注2)」によって開放されたサービス分野

内容	
香港のサービス関連企業に対し全面的あるいは部分的に自由化措置が取られたサービス貿易分野	153分野
WTOが定めたサービス貿易分野に占める割合	95.6%

(出所) ジェトロウェブサイトを基に作成

(注2) 同協定は、香港と広東省の間でのサービス貿易の自由化に関する協定(広東協定)に基づき同省限定で実施されてきたサービス貿易の自由化措置を中国全土に拡大するもの。

輸出の内訳

(億HKドル)

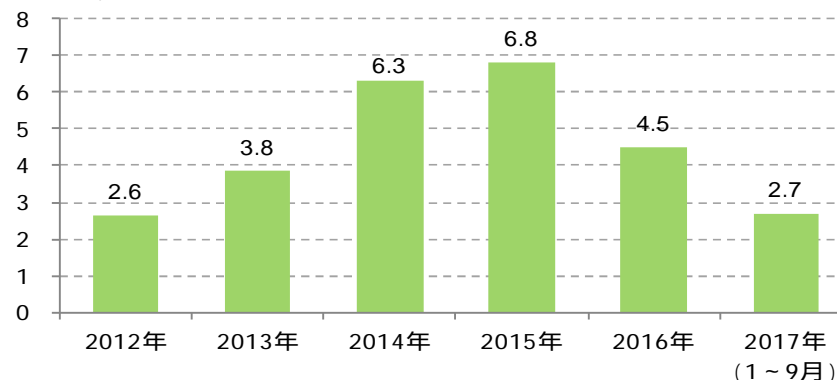
輸出先国名	2003年	2016年
中国	7,425	19,435
米国	3,242	3,240
日本	940	1,167
その他	5,817	12,040
合計	17,424	35,882
輸出額に占める再輸出(注3)の割合	93.0%	98.8%

(出所) 香港統計局

(注3) 再輸出とは、海外から輸入したものを一定期間内に海外へ輸出すること。

人民元建て貿易決済額

(兆人民元)



(出所) 香港金融管理局、香港投資推進局

3. 主要經濟指標

Information Only

		2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
GDP	名目GDP(億米ドル)	2,286	2,485	2,626	2,757	2,915	3,094	3,209
	實質GDP成長率(%)	6.8	4.8	1.7	3.1	2.8	2.4	2.0
	1人当たりGDP(米ドル)	32,421	34,955	36,624	38,233	40,186	42,328	43,561
国際収支指標	經常収支(億米ドル)	160	138	41	42	41	103	149
	經常収支対GDP比(%)	7.0	5.6	1.6	1.5	1.4	3.3	4.6
	貿易収支(億米ドル)	33	75	189	279	324	229	176
	輸出	3,889	4,377	4,684	5,062	5,142	5,017	5,025
	輸入	3,856	4,451	4,873	5,341	5,465	5,246	5,201
	外貨準備高(億米ドル、年末)	2,686	2,853	3,173	3,111	3,284	3,587	3,862
	対外債務残高(億米ドル、年末)	8,804	9,834	10,306	11,608	13,010	13,004	13,564
景気指標	失業率(%)	4.3	3.4	3.3	3.4	3.3	3.3	2.7
	消費者物価上昇率(%)	2.3	5.3	4.1	4.3	4.4	3.0	2.6
	鉱工業生産指数上昇率(%)	3.4	0.9	0.8	0.1	0.3	1.5	0.4
財政・金融指標	政策金利(%、年末)	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.75	1.00
為替・株	為替レート(HKD/USD、年平均)	7.769	7.784	7.756	7.756	7.754	7.752	7.762
	株価指数(年末)(注)	23,035	18,434	22,657	23,306	23,605	21,914	22,001
日系企業総数(拠点数、各年10月1日現在)		591	586	624	634	1,388	1,358	1,376

(出所)CEIC、外務省「海外在留邦人数調査統計」

(注)HKEX: Index: Hang Seng

- ◆ 環境負荷が大きな業種以外、基本的に参入規制はない。
- ◆ 法人設立にあたっては原則規制はない。

参入業種規制

参入禁止・制限業種	規制内容	特記事項
制限業種	<ul style="list-style-type: none"> ● 公衆衛生上の問題、あるいは、環境負荷のある業種は当局の許可や規制あり 	<ul style="list-style-type: none"> ● 危険業種、公害業種への投資はそれぞれの関連部局の許可が必要 ● 大気汚染、産業廃棄物、水質汚染および騒音等への規制は厳しくなる傾向

(出所)ジェトロウェブサイトを基に作成

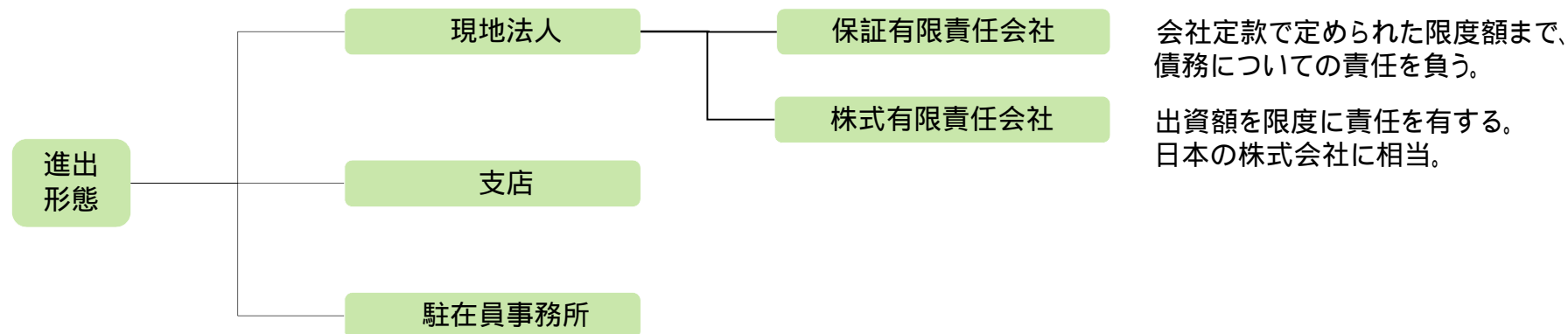
法人設立要件の規制

規制対象	規制内容	特記事項
資本規制	<ul style="list-style-type: none"> ● 最低資本規制なし ● 上限なし 	<ul style="list-style-type: none"> ● 最低払込資本金1HKドル
出資比率規制	<ul style="list-style-type: none"> ● 制限なし 	<ul style="list-style-type: none"> ● 100%の外国人出資は可能
従業員に関する規制	<ul style="list-style-type: none"> ● 現地人の雇用や登用を優先する義務なし 	<ul style="list-style-type: none"> ● 法定最低賃金制度あり(2011年5月1日から施行) (法定最低賃金は2017年5月より時給34.5HKドルに改定)
土地所有に関する規制	<ul style="list-style-type: none"> ● 土地はすべて政府所有 	<ul style="list-style-type: none"> ● 外資による不動産賃借に規制なし

(出所)香港政府劳工处、ジェトロウェブサイトを基に作成

- ◆ 進出形態は、現地法人、支店、駐在員事務所、の3種類。

香港への進出形態



現地法人、支店、駐在員事務所の比較

項目	現地法人	支店	駐在員事務所
会社登記	必要	必要	不要
会計	香港の会計原則により決算を行う	本店の会計方針により決算を行う	試算表の作成
会計監査	每期必要	不要	不要

(出所) ジェトロウェブサイトを基に作成

- ◆ 会社登記と商業登記(税務局への納税者登録)がワンストップで手続き可能。

会社設立手続き

手順	申請先官庁等	概要
類似商号の確認	会社登記所のサイバーサーチセンター または企業サーチモバイルサービス	<ul style="list-style-type: none"> ● 登録しようとする社名が使用可能かを確認
会社登記(注)	会社登記所(公司註冊処)	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請書には社名、事業所の住所、登録上の株式資本、出資者の株式取得数等を記載。定款の写しを添付 ● 申請費用と登記費用は合計1,720HKドル
商業登記(注)		<ul style="list-style-type: none"> ● 商業登記費用は1年間有効が2,250HKドル、3年間有効が5,950HKドル ● いずれかを選択可能。商業登記証は更新する必要がある
銀行口座開設	各銀行	<ul style="list-style-type: none"> ● 会社登記、商業登記後に口座開設
資本金の払い込み		<ul style="list-style-type: none"> ● 会社設立前に資本金を払い込む必要はない
株券の発行		<ul style="list-style-type: none"> ● 会社秘書役が資本金が払い込まれたことを確認した後、株券の発行を行う

(出所)ジェトロウェブサイト、香港会社登記所「Price Guide to Main Services」、香港税務局「Business Registration Fee and Levy Table」、各種報道資料を基に作成

(注)会社登記と商業登記のワンストップサービスの下、会社登記の申請提出は、同時に商業登記の申請提出とみなされる。

<ご参考> 改定会社法(Cap.622)が2014年3月3日より施行(主な変更点は以下の通り)

項目	変更点
額面株式	廃止
定款	基本定款(Memorandum of Association)の廃止(会社定款(Articles of Association)へ一本化) 特定の規定は会社定款に記載
取締役の制限	最低1名の個人取締役の任命が必要 取締役の雇用契約が3年を超える場合、株主の承認が必要
取締役に対する責任・義務	取締役の義務、能力および責任について成文化

(出所)ジェトロウェブサイト、香港会社登記所「New Companies Ordinance」を基に作成

◆ 香港の税率は低税率かつ、日本の税制と比較して税金の種類は少なくシンプルな税制。

香港租税の概要(注1)

種類	税率	概要	
事業所得税	16.5%	<ul style="list-style-type: none"> ● 香港内で貿易、プロフェッショナルサービス、事業を行う会社で、香港を源泉とする所得を有する者に対して課税 	
個人所得税	事業所得課税	15%	<ul style="list-style-type: none"> ● 非法人のプロフェッショナル、貿易、事業所得に対して課税
	給与所得税	2% ~ 17%	<ul style="list-style-type: none"> ● 純課税所得に対し2% ~ 17%の累進税率 一律15%の税率と累進税率のいずれか低い方 ● 香港滞在日数が60日超の個人が取得する香港源泉所得に対して課税
	資産所得税	15%	<ul style="list-style-type: none"> ● 賃貸料収入の80%に一律課税
不動産税	5%	<ul style="list-style-type: none"> ● 不動産に対して課税 ● 不動産の所有者と賃借者(占有者)の双方が納税義務者 実務上は、不動産賃貸契約書上で納税義務者が定められる 	
源泉税	配当に対する源泉税率: 0% 利子に対する源泉税率: 0% 使用料に対する源泉税率: 個人 4.5% 法人 4.95%	<ul style="list-style-type: none"> ● 租税条約と香港国内法のいずれか低い税率が適用 ● 日本との租税条約の規定は、配当が5% ~ 10%、利子が10%、使用料が5%であるため、日本については左記の香港国内法の税率が適用 	
印紙税	不動産売買: 15% (2016年11月より一律) (注2) 株式売買: 0.1%	<ul style="list-style-type: none"> ● 課税文書の作成者が納税義務者 ● 香港内における不動産売買契約書、賃貸契約書、株式売買契約書等が該当する 	
特別印紙税	10% ~ 20%	<ul style="list-style-type: none"> ● 居住用不動産を取得し、36ヵ月以内の不動産の譲渡に対して課税 	
購入者印紙税	15% (購入対価と資産の時価の高い方)	<ul style="list-style-type: none"> ● 香港永住者以外の者(個人および会社)により取得される香港居住用不動産に対して課税 	

(出所) EY「Worldwide Corporate Tax Guide 2016」、香港政府税務局

(注1) 香港には付加価値税・消費税はない。

(注2) 香港永住権を持つ住民が購入する1軒目の住宅に関しては、税率1.50% ~ 4.25%。

会計・税務面につきましては、会計士・税理士等の専門家と十分にご相談下さいませようお願い致します。

◆ 香港コーポレート・トレジャリー・センター (CTC) に対する優遇税制の導入。2016年6月3日施行。

- 多国籍企業において、税務上の不均衡を見直し、一定条件を満たしたCTCに対し優遇税制を認めるもの
- 2016年4月1日以降開始の決算期より適用

コーポレート・トレジャリー・センター (CTC) とは

- グループ内の企業の資金調達、資金運用等、金融財務業務を担う、インハウスバンク (企業財務拠点) のこと

CTC に対する優遇税制

1. 支払利息に対する損金算入規定

以下の条件を満たす支払利息については損金算入を認める (適格CTCに限定されない)

- 香港外の関連会社からの借入であること
- 当該借入に関して香港外の関連会社が受け取る利息が、香港外において参照税率 (16.5%または8.25%) 以上の税率で課税されていること
- 香港外の関連会社が受け取る利息の使用や享受に関する権利は、他社への利息の移転に関して契約および法的な義務による制限を受けないこと

2. 適格CTCに対する優遇税率 (適格CTC認定条件については下記ご参照)

適格CTCが行う、金融財務活動から得られた利益に対しては、事業所得税率8.25%の優遇税率を適用する (標準税率16.5%)

優遇税制の享受方法について

事前申請は必要なく、該当年度における企業所得税の申告の際、書面により優遇税率を選択することが可能。ただし、ある年度で事業要件を満たさなくなった場合は、当該年度および翌年度において優遇税率が適用されない。

適格CTCとは

資格条件	CTCの中央管理と統制が香港で行われていること ・ 当該年度の課税所得を生み出す活動が、CTCによって香港で行われているか、CTCのアレンジによって香港で実行されていること
認定条件	以下のいずれかの条件 (主なもの) に該当する企業 <ol style="list-style-type: none"> 1. 香港において金融財務活動のみを行う企業 <ul style="list-style-type: none"> ● グループ内ファイナンス ・ 企業財務サービスの提供 ・ 企業財務取引の実行 2. 以下の基準 (セーフ・ハーバー・ルール) をともに満たす企業 <ul style="list-style-type: none"> ● 企業財務活動から生じる利益が、当該企業の利益総額の75%以上を占めること ● 企業財務活動から生じる資産が、当該企業の資産総額の75%以上を占めること 3. 香港特別行政区政府税務局長官より認定を受けた企業

(出所) 香港金融管理局、香港特別行政区政府税務局

会計・税務面につきましては、会計士・税理士等の専門家と十分にご相談下さいませようお願いします。

企業財務サービス/企業財務取引の定義

企業財務サービスとは (関係会社に提供されるサービス)	企業財務取引とは (自社のアカウントで行う関係会社の事業)
<ul style="list-style-type: none"> ● 関係会社の現金収支見積もり、現金および流動性ポジションの管理、関連アドバイス ● 関係会社のベンダーやサプライヤーへの支払手続き ● 金融機関と関係会社との関係の管理 ● 以下のコーポレート・金融アドバイザリーサービスの提供 関係会社が行う負債や資本を通しての資金調達の支援業務 関係会社の資金予算 ● 関係会社の投資管理に対するアドバイス ● 関係会社が発行する負債性資本や株式への投資家向け広報活動の管理 ● 以下に関するサービス 関係会社の代理として行う保証、パフォーマンス・ボンド、スタンドバイL/C、または他の信用リスク商品の提供 関係会社の代理として行う送金業務 ● 関係会社への為替リスク、外国為替リスク、流動性リスク、信用リスク、コモディティ・リスク、あるいは他の財務リスクに対するアドバイスまたはサービス ● 関係会社による合併または買収の支援 ● 関係会社のコンプライアンスに関連する以下のアドバイスまたはサービスの提供 財務報告基準 内部の財務方針 財務管理に関する規制上の要件 ● 関係会社財務管理システム業務に対するアドバイス、サービスの提供 ● 上記に特定されている業務に関して関係会社の経済・投資リサーチおよび、コーディネーションの提供 	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係会社の借入金に関する保証、パフォーマンス・ボンド、スタンドバイL/C、または他の信用リスク商品に関する取引 ● 会社または関係会社の現金および流動性ポジション管理のために、以下のいずれかの金融商品に会社、または関係会社の資金を投資する取引 預金 譲渡性預金 債券 手形 無担保社債 公社債投資信託 他の金融商品(20条ACA(2))で定義されている、私的有限会社により発行された有価証券を除く ● 関係会社の為替リスク、外国為替リスク、流動性リスク、信用リスク、コモディティ・リスク、または他の財務リスクをヘッジする目的で締結されている以下のいずれかの契約に対する取引 差金決済取引 外国為替取引 予約取引・先物取引 スワップ取引 オプション取引 ● ファクタリングまたはフォーフェイティング取引

(出所) 香港金融管理局、香港特別行政区政府税務局

会計・税務面につきましては、会計士・税理士等の専門家と十分にご相談下さいますようお願い致します。

- ◆ オフショア所得非課税により、中国本土でビジネスを行う香港企業に恩恵。
- ◆ 二重課税防止への対応を強化。

オフショア所得概要

原則	<ul style="list-style-type: none"> ● 香港外で得た所得は原則としてすべて非課税扱い
申告方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 税務申告時にオフショア申告申請書を提出

オフショア所得の判断基準

卸売業	<ul style="list-style-type: none"> ● 仕入および販売契約が実質的に行われた場所により判断 ● 仕入と売上に関する交渉、契約、その他入出管理のすべてが香港外で行われている場合のみオフショア所得とみなされる
製造業	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本的には製造場所により判断 ● 製造場所が香港外であれば、販売先はすべて香港でもオフショア所得とみなされる ● ただし、販売部分の重要性によっては、販売部分のオフショア所得は認められない
役務提供所得	<ul style="list-style-type: none"> ● 役務の提供された場所により判断 ● ただし、香港法人の役員報酬はオフショア所得とは認められない
不動産所得	<ul style="list-style-type: none"> ● 不動産の所在地により判断

(出所) ジェトロウェブサイト、各種報道資料を基に作成

二重課税防止への対応

概要	<ul style="list-style-type: none"> ● クロスボーダー業務の増加、とりわけ中国本土を絡めたものの増加に伴う二重課税の問題の中で、特に移転価格調整から生じる問題に対処するため、2009年4月に「移転価格もしくは利益再配分調整による二重課税の排除」を公表 ● 2009年12月に「移転価格ガイドライン」を公布 (OECD移転価格ガイドを踏襲) ● 日港および中港租税協定により、日本と香港間、中国と香港間で二重課税回避を図っている
移転価格税制上開示義務がある項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 関連非居住者との取引 ● 関連非居住者に支払った無形固定資産の対価 ● 関連非居住者に支払った役務の対価、および関連非居住者(法人および個人含む)の概要

会計・税務面につきましては、会計士・税理士等の専門家と十分にご相談下さいますようお願い致します。

- ◆ 日港および中港租税協定により、日本と香港間、中国と香港間で二重課税回避を図っている。

日本と香港間、中国と香港間の租税協定

所得の種類	日本と香港間の租税協定		中国と香港間の租税協定	
	制限税率	概要	制限税率	概要
配当	5% ~ 10%	<ul style="list-style-type: none"> ● 香港での源泉課税がなく、制限税率の適用は受けない(注) 	5% ~ 10%	<ul style="list-style-type: none"> ● 中国内外商投資企業(外国投資者25%以上の持分)からの配当の場合に5%、その他の場合は10%が適用される ● ただし、香港側では源泉課税はなく、制限税率の適用を受けないと考えられる
利子	0% ~ 10%	<ul style="list-style-type: none"> ● 受益者が政府関連機関である場合、または受益者の居住地側の政府機関に保証された債権に支払われる場合に免税、その他の場合は10%が適用される 	7%	-
使用料	5%	<ul style="list-style-type: none"> ● すべての使用料について適用されるため、日本側での源泉税率が有利となるが、2017年12月現在、一定の条件の下、香港側でのロイヤルティの源泉税率は法人で4.95%となっており、制限税率の適用を受けないと考えられる 	7%	<ul style="list-style-type: none"> ● すべての使用料について適用。ただし、2017年12月現在、一定の条件の下、香港側でのロイヤルティの源泉税率は法人で4.95%となっており、制限税率の適用を受けないと考えられる
キャピタルゲイン	各国の法人税率	<ul style="list-style-type: none"> ● 一定条件の下、不動産、資産に占める不動産の割合が50%以上である法人にかかる株式、所有期間が5年未満の破綻金融機関株式等を除き、居住地国のみで課税 	0% ~ 10%	<ul style="list-style-type: none"> ● 資産に占める不動産の割合が50%以上である法人にかかる株式、企業の総株式の25%以上の譲渡を受ける場合のその株式等を除き、居住地国のみで課税

(出所) ジェトロウェブサイトを基に作成

(注) 租税条約で定めた税率(制限税率)で課税するが、租税条約と国内法の税率が異なる場合は有利な方を適用できる。

会計・税務面につきましては、会計士・税理士等の専門家と十分にご相談下さいますようお願い致します。

6. 貿易・為替管理制度

- ◆ 貿易に関しては原則自由。為替制度は米ドルに対して一定のレートを維持するペッグ制。
- ◆ 中国本土との「中国・香港経済貿易緊密化協定」に加えて4種類のFTAを締結。

貿易・為替管理制度

管理対象	概要
貿易管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 輸出入取引は原則自由 ● ただし、域内消費税(関税)課税対象物品のほか、戦略物資等に関しては輸出、輸入ライセンスが必要 ● 一部物品については、輸出入日から14日以内に貿易局に申告することが必要
外国為替管理	<p>< 為替相場制度 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● カレンシーボード制(ドル・ペッグ制) <p>< 貿易決済 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 制限なし <p>< 貿易外決済 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 制限なし(居住者、非居住者ともにHKドルおよび外貨の持ち出しは自由) <p>< 資本取引 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 制限なし
中国・香港経済貿易緊密化協定(CEPA)	<ul style="list-style-type: none"> ● 1,891品目の製品、50サービス分野が開放(2017年11月時点) ● 中国本土に生産拠点の設立を計画する外資企業が、設立地として香港を選択するインセンティブとなっている ● CEPAの枠組みの下、2014年12月18日に「香港と広東省のサービス貿易自由化基本実現協定」(広東協定)に調印。広東省は香港に対し、サービス分野の95.6%を占める153項目を開放。2015年3月1日より施行 ● 2015年11月27日に、香港・中国本土間の「サービス貿易協定」に調印。2016年6月1日より施行。「香港と広東省のサービス貿易自由化基本実現協定」のサービス貿易の自由化措置を中国全土に拡大
自由貿易協定(FTA)	<ul style="list-style-type: none"> ● ニュージーランド、EFTA(スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン)(注)、ASEAN(ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム)、チリの4種類のFTAを締結

(出所) 香港工業貿易署「Goods entitled to CEPA Zero Tariff Preference」、各種報道資料を基に作成

(注) European Free Trade Association(EFTA: 欧州自由貿易連合)。

◆ CEPAと補充協定、および広東協定で規定されたサービス貿易の自由化措置を中国全土に拡大。

CEPA概要

	内容
概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 2003年6月29日に調印された香港 - 中国本土間の協定 ● 中国市場参入時の規制緩和の早期化等、中国のWTO加盟時の公約を上回る優遇政策を内容とするものであり、2004年1月1日より施行。2017年に再度見直しし、CEPAに基づく「投資協定」および「経済技術協力協定」に調印
香港と広東省のサービス貿易自由化基本実現協定 (広東協定) (2015年3月1日より施行)	<ul style="list-style-type: none"> ● 広東省と香港の間で率先してサービス貿易を自由化する協定 ● 自由化される153項目 (WTO規定のサービス貿易全体の95.6%) のうち58項目において、本土企業と同様の待遇 (内国民待遇) が受けられるようになる ● CEPAに基づく協定では初めてネガティブリストが一部導入
香港と中国本土のサービス貿易協定 (2016年6月1日より施行)	<ul style="list-style-type: none"> ● 2015年11月27日調印 ● 広東協定に基づき、同省限定で実施されてきたサービス貿易の自由化措置を中国全土に拡大 ● 商業拠点を通じたサービス提供については、62項目で香港企業に対し内国民待遇を適用 ● 香港を経由したサービス関連企業の対中投資促進が期待されている

CEPA適用対象サービス分野

サービス分野		
会計	個人商店	専門・技術資格試験
広告	保険	公共事業
葬祭施設	学際的研究・実験開発サービス	鉄道運輸
航空運輸	人材提供および斡旋	道路運輸
音楽・映像	法務	研究・開発
銀行	物流	化学技術関連コンサルティングサービス
建築物清掃	経営コンサルティング	証券・先物
コンピュータおよび関連サービス	市場調査	経営コンサルティング関連サービス
建設・不動産	医療・歯科	社会福祉サービス
会議および展示	製造業関連サービス	スポーツ・文化 (図書館、美術館サービスを含む)
文化・娯楽	海運	保管・倉庫
流通	採鉱関連サービス	技術試験、分析、製品テスト
複製サービス	その他ビジネスサービス	電信
教育	特許代行	観光
環境	撮影	商標代行
貨物運輸代行	印刷	翻訳・通訳

(出所) 香港工業貿易署「Trade in Services: Measures and Regulations」、香港貿易發展局「CEPA Supplement X: new moves towards freer trade with the Chinese mainland」

- ◆ 香港単体でニュージーランド、EFTA、チリ、ASEANとFTAを締結。

FTA一覧

FTA名	国名	経緯	概要
ニュージーランド・香港経済協力緊密化協定 (Closer Economic Partnership, CEP)	ニュージーランド	<ul style="list-style-type: none"> ● 2001年4月交渉開始 ● 2002年後半交渉中断 ● 2009年5月交渉再開 ● 2010年3月署名 ● 2011年1月発効 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2002年後半に交渉が一時中断したが、2009年に再開。ニュージーランドの狙いは香港の持つ多面的な経済上のハブ機能を活用してのビジネス促進、特に中国、北東アジア地域とのビジネス拡大にある ● 香港はニュージーランドにとって、第9位の輸出市場、第8位の直接投資元である。特に今回の合意によりモノの貿易だけでなくサービス分野等広範囲に恩恵がもたらされる可能性がある
EFTA・香港自由貿易協定	スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン	<ul style="list-style-type: none"> ● 2010年1月交渉開始 ● 2011年6月署名 ● 2012年10月1日発効(ノルウェーについては、2012年11月1日発効) 	<ul style="list-style-type: none"> ● EFTAはスイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインの4カ国で構成される ● 工業製品の関税免除やサービス貿易開放を目指し2011年6月に締結。また、欧州との初の自由貿易協定
チリ・香港自由貿易協定	チリ	<ul style="list-style-type: none"> ● 2009年7月交渉開始 ● 2012年9月署名 ● 2014年10月発効 	<ul style="list-style-type: none"> ● 香港はチリへ主に電子機器・部品や合成繊維製品を提供。チリは香港へ主に食品を提供。FTAの締結による貿易額の倍増を目指す ● 取引品目は金融サービス、政府調達、投資も含む。両国はアジア圏、南米圏へ進出するハブとして捉える
ASEAN・香港自由貿易協定	ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> ● 2014年7月交渉開始 ● 2017年11月署名 ● 2019年1月1日発効予定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 同時に投資協定に調印。ASEANが域外の国や地域と締結したFTAは、日本や中国などに続き6件目となる ● 関税削減やサービス業の規制緩和などにより、相互の貿易や投資を促進する ● 2019年1月に発効する見通し

(出所) ジェトロウェブサイト、EFTA、香港工業貿易署「Trade Relations」

7. 金融機関と資金調達

- ◆ 中央銀行がなく、香港金融管理局が金融行政と発券機能を除く中央銀行機能を担う。
- ◆ IPOの資金調達の場として世界トップクラスの株式市場。

金融機関

形態	特徴	
香港金融管理局 (HKMA)	<ul style="list-style-type: none"> ● 中央銀行が存在しないため、金融行政と発券機能を除く中央銀行機能を司っている 	
商業銀行	免許銀行	<ul style="list-style-type: none"> ● すべての預金を取り扱うことが可能 ● 邦銀の香港支店はすべて免許銀行
	限定免許銀行	<ul style="list-style-type: none"> ● 預金受入を行う銀行以外の金融会社
	預金受入会社	<ul style="list-style-type: none"> ● 預金受入を行う金融会社で、制限付免許銀行より小規模なもの ● 邦銀の現地法人の大部分が預金受入会社

(出所) ジェトロウェブサイト、各種報道資料を基に作成

資金調達

調達方法	特徴
借入	<ul style="list-style-type: none"> ● 海外からの借入、香港域内での外貨による借入は完全に自由 ● 支払利子に対する源泉課税はない ● 政府系金融機関がないため、政策的な制度金融はない ● 長期、短期ともに自由金利であり、各行が調達可能金利を基に金利を設定 ● 手形は流通していない
株式	<ul style="list-style-type: none"> ● IPOによる資金調達規模は世界トップクラス ● 株式市場は成長性・規模による分類で、「メインボード」と「GEM」(注1)、登記・資本関係による分類で「H株」(注2)、「レッドチップ株」(注3)、「その他」に分類される
債券	<ul style="list-style-type: none"> ● 株式市場と比較して若干遅れていたが、近年著しく成長 ● オフショア人民元市場の拡大への取組により、人民元建て債券市場が急速に拡大

(注1) GEM (Growth Enterprise Market) : 米ナスダックや東証マザーズに近い、成長企業向け市場。

(注2) H株 : 登記場所も資本も中国本土である完全な中国企業が香港に上場した時の銘柄の総称。

(注3) レッドチップ株 : 資本の出所は中国本土、登記場所は香港という企業が香港に上場した時の銘柄の総称。

8.1 労働事情「労働市場」

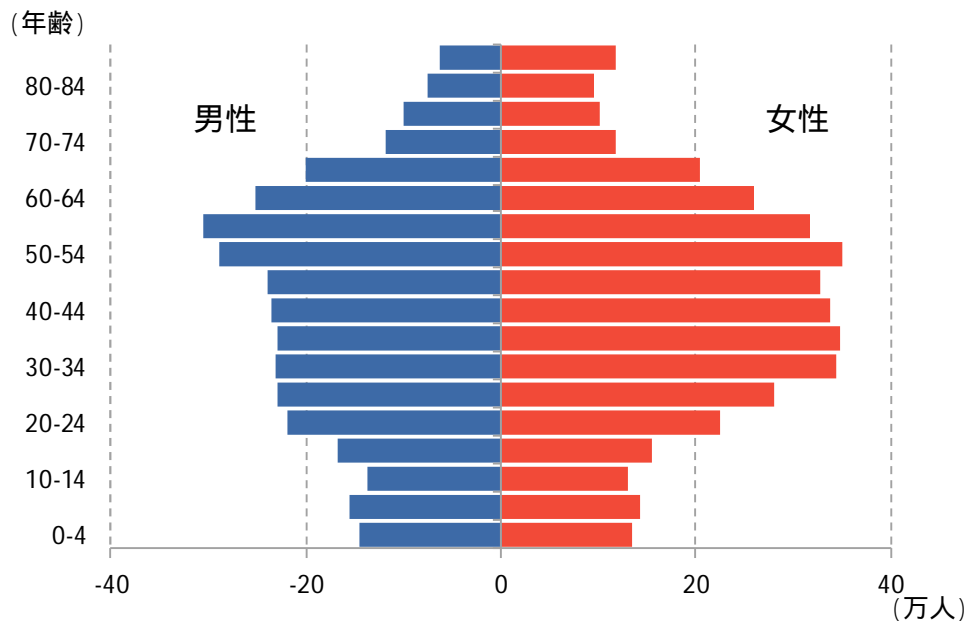
- ◆ 15歳以下の潜在労働力人口が少ない。
- ◆ 教育水準が高く優秀な人材が多いが、スキルアップをめざし転職を繰り返す傾向あり。

労働市場(2016年)

総人口(注1)	738万人
労働力人口	392万人
就業者数	379万人

(出所) 香港統計局「Hong Kong Monthly Digest of Statistics」
 (注1) 総人口には、永住権を持たない外国人が含まれている。

人口分布(2016年)



(出所) 香港統計局「Hong Kong Monthly Digest of Statistics」

教育水準(注2)(2014年)

順位	国名	順位	国名
1位	韓国	6位	英国
2位	日本	7位	カナダ
3位	シンガポール	8位	オランダ
4位	香港	9位	アイルランド
5位	フィンランド	10位	ポーランド

(出所) The Economist Intelligence Unit「The Learning Curve」

(注2) ランキングにおける評価項目一覧。

- ・教育の質(学校の自治、選択肢の豊富さ)
- ・教育の量(義務教育の年数、教師1人当たりの生徒数)
- ・知能(国際学力テストのスコア)
- ・教育成果(卒業率、読み書き能力、雇用)

労働市場の特徴

	特徴
言語	<ul style="list-style-type: none"> ● ビジネスの場では英語を使用 ● 北京語の習得も盛ん
志向	<ul style="list-style-type: none"> ● 自由競争のなかで生活してきたため、能力の正当な評価を求める傾向 ● 自己のキャリアを高めつつ少しでも高い報酬を得ようとする志向が強く、ジョブ・ホッピング(賃金上昇を求めて転職を繰り返す)の傾向も強い

- ◆ 雇用条例に労働時間、残業時間に関する上限の定めはない。
- ◆ 職務志向性が比較的強く、職務給をベースにした賃金制定が必要。

賃金・勤務時間・休暇

項目	概要
最低賃金	<ul style="list-style-type: none"> ● 2017年5月より時給34.5HKドルと定められており、フルタイム従業員(正社員)の場合は、時給ベースで換算した賃金が最低賃金を下回ってはならない。月額13,300HKドル未満の正社員に対しては、労働時間の記録が義務づけられている
法定労働時間	<ul style="list-style-type: none"> ● 職種により15歳以上、または18歳以上の雇用年齢制限。労働時間、残業時間の制限はない
残業手当	<ul style="list-style-type: none"> ● 法定規制なし
休日	<ul style="list-style-type: none"> ● 週1日以外に法定休日12日間
休暇	年次有給休暇 <ul style="list-style-type: none"> ● 年7～14日間。(勤務した期間の長さによる)
	産前産後休暇 <ul style="list-style-type: none"> ● 連続する10週間。連続雇用が40週間以上ある従業員に対しては、給与として賃金の5分の4を支払う

賃金水準(月額、2016年10月～2017年1月調査)

	概要
ワーカー(一般工職)	15,215HKドル(1,962米ドル)
エンジニア(中堅技術者)	18,630HKドル(2,402米ドル)
中間管理職(課長クラス)	29,533HKドル(3,808米ドル)
非製造業スタッフ	17,602HKドル(2,270米ドル)
非製造業マネジャー	31,025HKドル(4,001米ドル)
店舗スタッフ(アパレル)	12,050HKドル(1,554米ドル)
店舗スタッフ(飲食)	12,480HKドル(1,609米ドル)
法定最低賃金	時間当たり34.5HKドル(4.44米ドル) (2017年5月より)(注)
賞与支給額	基本給与の1.6ヵ月分

(出所)ジェトロウェブサイト、香港政府劳工处「雇用条例」、各種報道資料を基に作成
(注)CEIC: 1HKD=0.1288USDにより換算(2016年平均)

- ◆ 雇用条例は日本の労働基準法に相当。条例違反は厳罰化。
- ◆ 雇用契約は、雇用者・被雇用者ともに、予告期間、予告手当を支払うことで解除が可能。

雇用契約

項目	概要
雇用契約	<ul style="list-style-type: none"> ● 口頭または書面によって成立。大半は、書面にて雇用契約を締結 ● 週18時間以上勤務で、連続4週間雇用されている場合は、継続的雇用と見做され、雇用条例に定められている年次有給休暇等を付与する必要あり
雇用条件	<ul style="list-style-type: none"> ● 雇用者は採用予定者に対し、雇用開始前に下記雇用条件を提示しなければならない 賃金(基本給、時間外手当、各種手当) 賃金支払期間 契約解除に必要な予告期間 年末手当を支給する場合の金額と支払時期 ● 雇用契約が書面によって締結される場合、雇用者は被雇用者へ契約書写しを渡さなければならない
雇用記録保管	<ul style="list-style-type: none"> ● 雇用者は過去12ヵ月分の労働者の賃金・雇用記録の保管義務あり

雇用契約解除(注)

雇用状況		予告期間	予告通告に替わる支払い	
試用期間	試用期間1ヵ月以内	不要	不要	
	試用期間1ヵ月後	雇用契約に規定あり	雇用契約に従うが7日以上	予告期間の給与相当額
		雇用契約に規定なし	7日以上前	少なくとも7日間分の給与相当額
試用期間なし/試用期間後	雇用契約に規定あり	雇用契約に従うが7日以上前	予告期間の給与相当額	
	雇用契約に規定なし	1ヵ月以上前	少なくとも1ヵ月分の給与相当額	

(注) 妊娠中、産休中、疾病休暇中等の場合は解雇できない。

(出所) ジェトロウェブサイト、香港政府勞工處「雇用条例」、香港入境事務所を基に作成

- ◆ 就労ビザの審査については年々厳格化の傾向。
- ◆ 従業員雇用時には、雇用条例等、労務関連の法令の熟知が必要。

就業環境

項目	概要
労働組合	<ul style="list-style-type: none"> ● 労働組合法に基づく届出によって認められ、その活動は同法で保護される ● 労働紛争はあまりみられず、労働法規の執行と労働政策の実施を担当する労働局(Labour Department)は、ストライキやその他の労働紛争が発生した場合、関係者に対して調停を行い平和的な解決に努める

就労ビザ(査証)

	概要
雇用ビザ (Employment Visa)	<ul style="list-style-type: none"> ● 駐在、就労目的 ● 香港経済の発展に有益な知識、技術等を有しているか等が重要な判断基準 ● 雇用主(スポンサー)とビザ申請者の両方が審査基準を満たす必要あり
投資ビザ (Investment Visa)	<ul style="list-style-type: none"> ● 香港法人の株主として事業に従事 ● 申請者の知識・技術や関連分野での経験に関する資料と詳細な事業計画や雇用計画等の資料とをそろえて申請する必要あり
研修ビザ (Trainee Visa)	<ul style="list-style-type: none"> ● 香港法人での研修目的(最長12ヵ月) ● 研修先となる香港法人が確定している事が前提

強制積立金制度

	内容						
強制積立退職金制度	<ul style="list-style-type: none"> ● 雇用者、被雇用者双方が積立を行う強制拠出型の退職金制度 ● 18歳から65歳までの被雇用者で、60日以上雇用される場合、加入義務あり (ただし、香港での就労が1年未満の場合や、香港外で年金制度に加入している場合等は対象外) <table border="1" data-bbox="368 1228 969 1344"> <thead> <tr> <th>負担率</th> <th>雇用者</th> <th>5% (注)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <th>被雇用者</th> <td>5% (注)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)月額基本給が7,100HKドル以上30,000HKドル未満の場合</p>	負担率	雇用者	5% (注)		被雇用者	5% (注)
負担率	雇用者	5% (注)					
	被雇用者	5% (注)					

保険

	内容
労働者災害補償	<ul style="list-style-type: none"> ● 16歳から65歳までのすべての従業員が対象 ● 雇用者は加入義務あり ● 最低補償額(企業負担) 死亡時: 375,950HKドル 永久的な就労不能時: 426,880HKドル

(出所) ジェトロウェブサイト、香港政府劳工処「雇用条例」「従業員補償条例」、香港入境事務処を基に作成

- 本資料は情報の提供のみを目的として作成されたものです。特定の金融商品・サービスあるいは特定の取引・スキームに関する申し出や勧誘を意図したのではなく、また特定の金融商品・サービスあるいは特定の取引・スキームの提供をお約束するものでもありません。
- 本資料は一般に信頼できると思われるデータに基づき作成しておりますが、その信憑性・正確性を保証するものではありません。本資料の利用に関してはお客さまご自身でご判断下さいますようお願い致します。
- 本資料記載の情報は、今後の経済情勢・マーケット動向等の変化により、内容に変更が生じる場合があります。また、本資料に記載する見解や評価は記載時点でのもので、将来の変動を正確に予想することも困難です。最終的にはお客さまの相場観に基づいてご判断下さいますようお願い致します。なお、本資料に金融商品・サービス等の記載がある場合、当該金融商品・サービス等はお客さまに適切なものであるとは限りません。
- 本資料記載の情報に関する会計・税務・法務面の問題点の有無につきましては、会計士・税理士・弁護士等の専門家と十分にご相談下さいますようお願い致します。
- 本資料はお客さまの参考資料の目的でのみご利用いただきたく、お客さま及びお客さま担当会計士・税理士・弁護士等の専門家以外の法人・個人に対して本資料の全部もしくは一部を引用、複写、転送、開示されることはご遠慮いただきますようお願い致します。

本資料についてのご照会は、
お取引店までお問い合わせください。
